

◆ 生産緑地での市民農園の開設

市民農園を開設するときは法律の手続きが必要です。

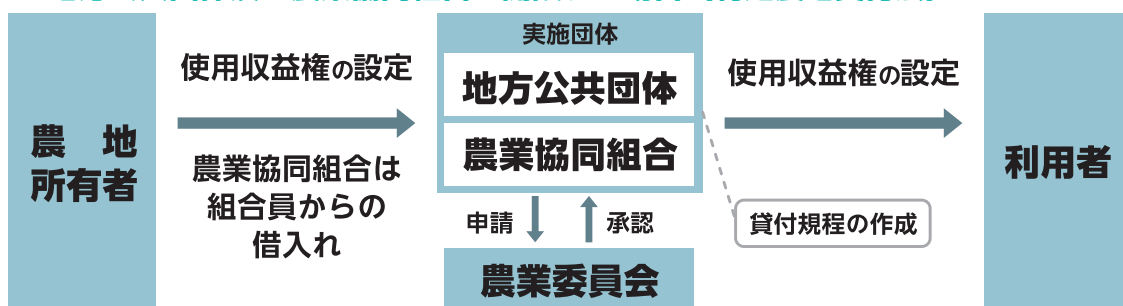
2018年9月1日の制度改正により、相続税納税猶予制度適用農地に、特定農地貸付法や都市農地貸借円滑化法による市民農園を開設することが可能になりました。また市民農園を開設中に貸付人である生産緑地の所有者に相続があった場合には、所有者の相続人が相続税納税猶予制度の適用を受けることができます。

市民農園の開設中に所有者（貸付人）に相続が発生し、買取申出をする場合には、被相続人が主たる従事者であったと認められることが必要です。主たる従事者と認められるためには、市民農園の管理等に一定程度従事することが要件となります。そのためには、貸付規定等に所有者の従事計画を記載し、実際に業務に従事し、記録に残しておくことが大切です。

なお、生産緑地の相続人が買取申出するには、まず市民農園を閉園し、生産緑地の返還（所有者開設型(例2)は不要）を受けることが必要です。

● 生産緑地に市民農園を開設するときの手続き

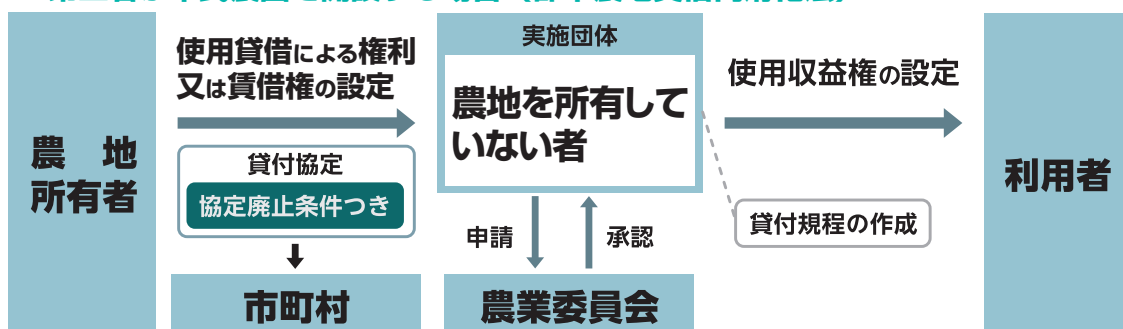
例1：地方公共団体及び農業協同組合が開設する場合（特定農地貸付法）



例2：所有者が市民農園を開設する場合（特定農地貸付法）



例3：第三者が市民農園を開設する場合（都市農地貸借円滑化法）



※そのほか市民農園整備促進法による手続きがあります（例3を除く）